

お知らせ

株式会社 岩手銀行

還付金詐欺等の被害防止のためＡＴＭ振込の一部利用制限について

弊行では、還付金詐欺等ＡＴＭを利用した特殊詐欺被害防止のため、一部のお客さまを対象に、当行キャッシュカードによる振込取引を制限させていただくことといたしました。

この利用制限は、ＡＴＭの操作に不慣れな高齢者をＡＴＭに誘導し、お金が戻る手続と偽って預金を振り込ませるなどの「還付金詐欺」が多発していることに対応するものです。

本取組みは、お客さまの大切なご預金を保護する観点から実施することといたしましたので、一部のお客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

平成29年10月16日（月）

2. 制限取引の内容

ＡＴＭでの当行キャッシュカードによる振込取引

3. 対象となるお客さま

65歳以上のお客さまのうち、ＡＴＭで過去3年間キャッシュカードによるお振込のご利用のないお客さま

4. 制限対象のお客さまがキャッシュカードによるお振込をご希望される場合

(1) お振込を行うには所定のお手続きが必要です。ご希望される場合はお手数ですが、最寄りの本支店窓口にお申し付けください。

なお、改定日前でもお手続きいただけます。

(2) お手続きに際しては、つぎの書類等をご持参いただきますようお願いいたします。

- ① 対象となる預金口座のキャッシュカードまたはご通帳
- ② 対象となる預金口座のお届出印鑑
- ③ 運転免許証や健康保険証等ご本人さまを確認できる資料

以上